

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（指定株主名簿管理人等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、当該指定株主名簿管理人等としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。</u></p> <p><u>4 機構は、第2項の指定を行った場合には、その旨を公表する。</u></p> <p><u>5 指定株主名簿管理人等は、第1項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>6 機構は、前項の規定により指定株主名簿管理人等の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。</u></p> <p><u>7～9（略）</u></p> <p><u>10 機構は、第1項の規定により指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合、第5項の規定により指定株主名簿管理人等の商号若しくは名称に変更があることを知った場合、第7項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間</u></p>	<p>（指定株主名簿管理人等）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。</u></p> <p><u>4 指定株主名簿管理人等は、第1項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>5～7（略）</u></p> <p><u>8 機構は、第5項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す指定株主名簿管理人等の商号又は名称及びその取消の日その他規則で定める事項を通知する。</u></p>

接口座管理機関に対し、指定する指定株主名簿管理人等又は指定を取り消す指定株主名簿管理人等の商号若しくは名称及びその指定日、変更の日又はその取消しの日その他規則で定める事項を通知する。

11 機構は、第7項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 機構は、指定株主名簿管理人等が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該指定株主名簿管理人等の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該指定株主名簿管理人等に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた指定株主名簿管理人等は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

13 (略)

(発行代理人)

第14条 (略)

2 (略)

3 機構は、発行代理人としての指定を行う場合には、当該発行代理人としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。

4 機構は、第2項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

5 (略)

6 機構は、前項の規定により発行代理人の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

7 ~ 9 (略)

9 機構は、第5項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、指定株主名簿管理人等が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該指定株主名簿管理人等の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該指定株主名簿管理人等に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた指定株主名簿管理人等は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

11 (略)

(発行代理人)

第14条 (略)

2 (略)

(新設)

3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

(新設)

5 ~ 7 (略)

10 機構は、第1項の規定により発行代理人としての指定を行う場合、第5項の規定により発行代理人の商号若しくは名称に変更があることを知った場合、第7項の申出により発行代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定する発行代理人又は指定を取り消す発行代理人の商号若しくは名称及びその指定日、変更の日又はその取消の日その他規則で定める事項を通知する。

11 機構は、第7項の申出により発行代理人の指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 (略)

(支払代理人)

第15条 振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消(第2条第24号に規定する抹消をいう。次条第4項において同じ。)までの手続(次項において「抹消等」という。)について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、支払代理人としての申請を行わなければならない。

2 (略)

3 機構は、支払代理人としての指定を行う場合には、当該支払代理人としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。

4 機構は、第2項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

5 (略)

8 機構は、第5項の申出により発行代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す発行代理人の商号又は名称及びその取消の日その他規則で定める事項を通知する。

9 機構は、第5項の申出により発行代理人の指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 (略)

(支払代理人)

第15条 振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消(第2条第24号に規定する抹消をいう。次条第3項において同じ。)までの手続(次項において「抹消等」という。)について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、支払代理人としての申請を行わなければならない。

2 (略)

(新設)

3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

6 機構は、前項の規定により支払代理人の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

7 ~ 9 (略)

10 機構は、第1項の規定により支払代理人としての指定を行う場合、第5項の規定により支払代理人の商号若しくは名称に変更があることを知った場合、第7項の申出により支払代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定する支払代理人又は指定を取り消す支払代理人の商号若しくは名称及びその指定日、変更の日又はその取消の日その他規則で定める事項を通知する。

11 機構は、第7項の申出により支払代理人の指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 機構は、支払代理人が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第16条 (略)

2 機構は、資金決済会社としての登録を行う場合には、当該資金決済会社としての登録を受ける者に対し、その登録の日を通知する。

(新設)

5 ~ 7 (略)

8 機構は、第5項の申出により支払代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す支払代理人の商号又は名称及びその取消の日その他規則で定める事項を通知する。

9 機構は、第5項の申出により支払代理人の指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、支払代理人が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第16条 (略)

(新設)

3 機構は、第1項の登録を行った場合には、その旨を公表する。

4～8（略）

9 機構は、前項の規定により資金決済会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

10・11（略）

12 機構は、前2項の規定により資金決済会社の登録を抹消する場合には、あらかじめ、当該資金決済会社に対し、その登録を抹消する日を通知する。

13 機構は、第10項の申出により資金決済会社としての登録を抹消する場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、登録を抹消する資金決済会社の商号又は名称及びその抹消の日その他規則で定める事項を通知する。

14 機構は、第10項の申出により資金決済会社としての登録を抹消した場合又は第11項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

15 機構は、資金決済会社が第11項各号に掲げる場合に該当し、当該資金決済会社の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該資金決済会社に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた資金決済会社は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

（届出事項に変更があった場合等）

第20条（略）

2 機構は、前項の登録を行った場合には、その旨を公表する。

3～7（略）

（新設）

8・9（略）

10 機構は、前項の規定により資金決済会社の登録を抹消する場合には、あらかじめ、当該資金決済会社に対し、その登録を抹消する日を通知する。

11 機構は、第8項の申出により資金決済会社としての登録を抹消する場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、登録を抹消する資金決済会社の商号又は名称及びその抹消の日その他規則で定める事項を通知する。

12 機構は、第8項の申出により資金決済会社としての登録を抹消した場合又は第9項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

13 機構は、資金決済会社が第9項各号に掲げる場合に該当し、当該資金決済会社の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該資金決済会社に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた資金決済会社は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

（届出事項に変更があった場合等）

第20条（略）

2 (略)

3 機構は、第1項の規定により機構加入者の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第27条 (略)

2 機構は、前項の規定により間接口座管理機関の商号又は名称に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

3 機構は、第1項の規定により間接口座管理機関の名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。

4 (略)

(振替株式の株主に対する振替株式の株式無償割当てに係る手続)

第92条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する株式無償割当て(会社法185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる株式が振替株式である場合(規則で定める場合を除く。)に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第51条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式無償割当ての基準日又は株式無償割当てに係る株主確定日(第151条第2項第1号の株主確定日をいう。次項において同

2 (略)

(新設)

3 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第27条 (略)

2 機構は、間接口座管理機関の商号又は名称に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(新設)

3 (略)

(振替株式の株主に対する振替株式の株式無償割当てに係る手続)

第92条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する株式無償割当て(会社法185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる株式が振替株式である場合(規則で定める場合を除く。)に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第51条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式無償割当ての基準日

じ。)

(4)~(9) (略)

2 第80条第2項から第22項まで(同条第20項第1号イ及び同項第2号イ並びに同条第21項第1号イ、第2号、第3号イ及び第4号イの規定を除く。)第81条及び第82条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第83条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての株式無償割当ての取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第80条第5項、第13項、第15項及び第20項	全部抹消する日の前営業日	株式無償割当ての基準日又は株式無償割当てに係る株主確定日
	(略)	(略)
第81条第1項	(略)	(略)
	全部抹消する日	株式無償割当ての効力発生日
第82条第1項	第80条第20項第1号イ及び同項第2号イ並びに同条第21項第1号イ、第2号、第3号イ及び第4号	第92条第1項第3号の株式無償割当ての基準日又は株式無償割当てに係る株主確定日に係る総株主

(4)~(9) (略)

2 第80条第2項から第22項まで(同条第20項第1号イ及び同項第2号イ並びに同条第21項第1号イ、第2号、第3号イ及び第4号イの規定を除く。)第81条及び第82条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第83条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての株式無償割当ての取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第80条第5項、第13項、第15項及び第20項	全部抹消する日の前営業日	株式無償割当ての基準日
	(略)	(略)
第81条第1項	(略)	(略)
	全部抹消する日	株式無償割当ての基準日
第82条第1項	第80条第20項第1号イ及び同項第2号イ並びに同条第21項第1号イ、第2号、第3号イ及び第4号	第92条第1項第3号の株式無償割当ての基準日に係る総株主報告

	イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	報告
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日	前項の株式無償割当ての基準日又は株式無償割当てに係る株主確定日

(振替株式の株主に対する振替新株予約権付社債の新株予約権付社債無償割当てに係る手続)

第 223 条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権付社債無償割当て(会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てにより新株予約権付社債が割り当てられるものをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合(規則で定める場合を除く。))に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 180 条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3)新株予約権付社債無償割当ての基準日又は新株予約権付社債無償割当てに係る株主確定日(第 151 条第 2 項第 1 号の株主確定日をいう。)

(4)~(9) (略)

	イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日	前項の株式無償割当ての基準日

(振替株式の株主に対する振替新株予約権付社債の新株予約権付社債無償割当てに係る手続)

第 223 条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権付社債無償割当て(会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てにより新株予約権付社債が割り当てられるものをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合(規則で定める場合を除く。))に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 180 条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3)新株予約権付社債無償割当ての基準日

(4)~(9) (略)

2・3 (略)

(振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続)

第269条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て(会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合(規則で定める場合を除く。)に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第262条において読み替えて準用する第51条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日(第151条第2項第1号の株主確定日をいう。)

(4)~(9) (略)

2 (略)

2・3 (略)

(振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続)

第269条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て(会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合(規則で定める場合を除く。)に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第262条において読み替えて準用する第51条の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権無償割当ての基準日

(4)~(9) (略)

2 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成22年6月21日から施行する。ただし、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第27条の改正規定については、平成22年7月1日から施行する。

以上